

福県医発第2126号(地)
平成26年10月30日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成27年度医療に関する税制改正要望における控除対象外消費税問題に係る
要望項目の差替えについて

平成26年9月1日付け福県医発第1552号(地)「平成27年度医療に関する税制改正要望について」にて税制要望資料をお送りいたしました。今般、控除対象外消費税問題に係る要望項目(消費税対策(1))について、医療関係各団体との意見交換・意見調整を踏まえ、以下の通り内容を改めた旨、別添の通り日本医師会より連絡がありました。

医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

つきましては、税制要望資料について、上記項目の差替えをしたものを下記の通りお送りいたしますので、貴会におかれましてもご了知いただきますようお願いいたします。

記

- 平成27年度 医療に関する税制に対する意見(項目) 改訂版
- 平成27年度 医療に関する税制に対する意見 改訂版
- 平成27年度 医療に関する税制改正要望 重点項目 改訂版

【参考資料】

- ・平成27年度税制改正要望 =重点項目より= 改訂版
- ・平成27年度税制改正要望 =重点項目より=(手持ち資料) 改訂版

日医発第776号（年税43）

平成26年10月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

平成27年度医療に関する税制改正要望における控除対象外消費税問題
に係る要望項目の差替えについて

先般、平成26年8月22日付日医発第553号「平成27年度医療に関する税制改正要望について」にて税制要望資料をご送付しておりますが、その後、9月16日の都道府県医師会長協議会においてご報告しました通り、控除対象外消費税問題に係る要望項目（消費税対策（1））について、医療関係各団体との意見交換・意見調整を踏まえて、下記の通り、要望内容を改めております。

- 医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。
1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
 2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

つきましては、税制要望資料について、上記項目の差替えをしたものを、下記の通りご送付申し上げます。

本会では、平成27年度税制改正について、状況に応じ、鋭意要望していく所存であります。

貴会におかれましても、その旨ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

- 平成27年度 医療に関する税制に対する意見（項目） 改訂版
- 平成27年度 医療に関する税制に対する意見 改訂版
※改訂版の冊子印刷はしておりません。ご了承ください。
- 平成27年度 医療に関する税制改正要望 重点項目 改訂版
※改訂版の冊子印刷はしておりません。ご了承ください。

【参考資料】

- ・平成27年度税制改正要望 =重点項目より= 改訂版
(説明用資料としてご活用ください。)
- ・平成27年度税制改正要望 =重点項目より= (手持ち資料) 改訂版
(『平成27年度税制改正要望 =重点項目より=』を説明する際の手持ち資料として作成したもので、説明のポイントをまとめた【趣旨】を追加記載しております。)

平成27年度 医療に関する税制に対する意見(項目) 改訂版

平成26年10月
日本医師会

(「重点」の記載があるものは、「平成27年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

○福島原発事故対策

重点

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

○医業経営

重点

- ・ 消費税対策(1) **※差替え**
医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。
 1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
 2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

重点

- ・ 消費税対策(2)
予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について患者の負担を増やさないよう軽減措置を検討すること。

重点

- ・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。

重点

- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。

重点

- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。

重点

- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

○医療法改正に伴う経過措置

重点 (一部)

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

重点

- ① 移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ② 医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

○勤務環境

重点

- ・ 事業所内託児所の税制措置
 - ① 固定資産税等軽減。
 - ② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限延長。

重点

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大。
- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。
 - ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
 - ② その他の措置。

○患者健康予防

重点 ・ がん検診・予防接種への医療費控除適用。

重点 ・ たばこ税の税率引き上げ。

○社会医療法人

重点 ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。

重点 ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。

・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。

○医療施設・設備

重点 ・ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長及び拡充。

重点 ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。

・ 転換型老健の固定資産税等減免。

・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

重点 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

○その他

- 重点**
- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
 - ・ 医療法人の法人税率を25.5%から19%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。
 - ・ 現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて医療費控除拡充。
 - ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - (1)医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (3)医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。
- 重点**

平成27年度
医療に関する税制に対する意見

改訂版

公益社団法人 日本医師会

平成26年10月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ですが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成27年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

○福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。 1

○医療経営

- ・ 消費税対策(1) **※差替え**
医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。
1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。 2
2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。
- ・ 消費税対策(2)
予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について患者の負担を増やさないよう軽減措置を検討すること。 4
- ・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。 4
- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 5
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。 5
- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。 6

○医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 8
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。 10
 - ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

○勤務環境

- ・ 事業所内託児所の税制措置
 - ① 固定資産税等軽減。 11
 - ② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限延長。
- ・ 病院に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大。 12
- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。
 - ①分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。 12
 - ②その他の措置。

○患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種への医療費控除適用 13
- ・ たばこ税の税率引き上げ。 13

○社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。 14
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 14
- ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。 15

○医療施設・設備

・ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長及び拡充。		16
・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。		17
・ 転換型老健の固定資産税等減免。		18
・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。		18
・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。		19

○その他

・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。		20
・ 医療法人の法人税率を25.5%から19%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。		21
・ 現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて医療費控除拡充。		21
・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。 (1)医師会について ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。 ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。 (2)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。 (3)医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における ・ 配当に係る源泉所得課税の特例措置。		22

○ 福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

－ 所得税・法人税等 －

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災、就中、東京電力福島第一原子力発電所事故から3年5ヶ月余が過ぎたところではありますが、原子力災害の収束の見通しは立っておらず、福島県の復旧、復興は緒についたばかりであります。

このような中であって東京電力からの損害賠償の支払いが進められておりますが、被害の実態に見合った十分な賠償でないばかりか、逸失利益の補償として受け取る賠償金については、事業所得等の収入金額として課税されているところであります。

しかし、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故は電力政策を推進してきた国の責任もあり、国から損害賠償の原資も出ており非課税とすべきであります。特に、財物に係る賠償金の支払いが未だ行われていないことから、避難等区域における医療機関の収入源は逸失利益に対する賠償金だけであり、殆どが借入金返済や移転先における事業再開資金等に充てられているのが現状です。

今回の事故は、かつて経験したことのない規模のものであり、未だ収束が見えない現状の中、平時の法律で判断することは不適切で、あまりにも現状を理解していないと言わざるをえません。

もしこのまま賠償金に対し課税されることが続けば、医療機関の復旧・復興に向けた努力への妨げになるとともに、ひいては地域医療の崩壊がもたらされる事態となります。

そこで、東京電力の福島第一原発事故賠償金に対する課税につきまして、原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うことを要望します。また、損害賠償金に準ずる補助金についても、同様の措置を求めます。

○ 医業経営

・ 消費税対策(1)

医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 上記1を平成 27 年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

－ 消費税 －

社会保険診療や介護保険サービス（＊）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成26年4月の税率引上げ（5%→8%）の際の診療報酬改定では税率引上げ対応分については適切な財源が補てんされたものの、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

この問題を抜本的に解決するため、消費税率10%時において、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度および医療保険における補てんの仕組みを、仕入税額の控除または還付が可能な制度に改めることを強く要望します。その際、軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。なお本要望は、予算による還付方式ではなく、あくまで税制による還付方式を求めるものです。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）を受けて、平成24年6月より中医協において、控除対象外消費税問題についての「検証の場」として「医療機関等における消費税負担に関する分科会」が設置されましたが、同分科会における検討を通じ、「現行制度は非課税といいながら国民や患者の負担が目に見えないかたちで生じており、不公平かつ不透明な制度である」との認識が支払側委員も含めて広く共有されるに至りました。

また、平成26年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医

療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されました。

そのような状況、並びに、三師会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会）、四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）、日本私立医科大学協会など医療関係各団体間の意見調整を踏まえて、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
 2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。
- * 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。
(消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号)

- ・ 消費税対策(2)

予防接種や法令に基づく健診などの自由診療については、消費税率10%引き上げ時において、消費税について患者の負担が増えないよう軽減税措置を検討すること。

— 消費税 —

自由診療及び介護保険サービスの一部の項目（＊）の消費税課税については、現在、普通税率課税となっていますが、今後、消費税率が10%に引き上げられる場合、自由診療の患者負担も増えることとなります。

自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされています。

そこで、予防接種や法令に基づく健診などの自由診療については、消費税率10%引き上げ時において、消費税について患者の負担が増えないよう軽減措置を検討することを要望します。

＊ 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービス。

- ・ 消費税対策(3)

消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

— 消費税 —

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うことを要望します。

(消費税法第37条)

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

－ 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 法人事業税の標準税率(地方法人特別税との合算税率(*1))

区 分	普通法人	特別法人(医療法人)(*2)
所得 400 万円以下の金額	4.8688%	4.8688%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.3032%	6.5872%
所得 800 万円超の金額	9.5944%	6.5872%

*1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

－法人税・法人住民税・法人事業税等－

骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「法人税改革」として、法人税実効税率引き下げの方向性が示されました。

他方、政府税制調査会において、「法人税改革」に伴う法人税実効税率引き下げの財源確保のため、中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化が検討課題とされています。

そこで、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないよう、以下の通り要望します。

(1) 医療法人について

医療法人は、そのほとんどが中小法人であり、また、その半数近くが赤字経営を余儀なくされながらも、地域医療の重要な担い手となっています。地域医療の確保のため、外形標準課税の対象拡大等により、中小医療法人の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、担税力がなく、法人税実効税率引き下げの効果も及ばない、赤字医療法人の税負担を、欠損金の繰越控除の縮減等により増やさないことを要望します。

(2) 医師会をはじめとする公益法人等について

医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共益事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

(参考1) 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成26年6月24日、閣議決定)より抜粋

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

(参考 2)「法人税の改革について」(平成 26 年 6 月、政府税制調査会)より抜粋

1. 法人税改革の趣旨

第 2 は、法人税の負担構造を改革することである。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることによって、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくことである。

法人税改革を行うに当たって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を 2015 年度に半減し、2020 年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に 2020 年度の名目成長率は 3.6%になるという前提を置いているが、それでもなお 2020 年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。法人税改革を進めるに当たっては、この厳しい財政状況を直視しなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での収支中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ収支中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。

2. 具体的な改革事項

- (1) 租税特別措置の見直し
- (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- (4) 減価償却制度の見直し
- (5) 地方税の損金算入の見直し
- (6) 中小法人課税の見直し
- (7) 公益法人課税等の見直し
- (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

○ 医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

(1) 個人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

① 相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。この制度の創設を図るために、医療法の見直しを検討することも必要である。

また、平成 26 年度税制改正で創設された医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、認定医療法人とされた場合は、相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。

②出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合 50%未満の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、回収不能見込額等について評価減を行うこと。

（相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194-2）

（参 考） 医療法人の出資の評価（平成 20 年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

②医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

－ 相続税・贈与税・所得税 －

平成 18 年改正医療法により、医療法人は持分のないことが原則とされたが、法改正の趣旨から言えば既存の持分のある医療法人も、自主的に持分のない医療法人に移行できるようにすることが望ましいといえます。

この移行は、形式的には解散・設立手続きを経ず、法人格の同一性も維持したままの組織変更に過ぎず、実質的にも医業の継続性・発展性を阻害しないようにする必要があります。

そこで、税制上、以下の措置を講ずることにより、移行を支援することを要望します。

①持分のある医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと。

②持分のある医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第 33 条第 3 項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(参 考) 「持分のある医療法人」と「持分のない医療法人」について

「持分のある医療法人」とは社員の退社時や解散時に、出資額に加えて持分に応じた剰余金相当額の払戻しが認められる法人。平成 18 年の医療法改正により新たな設立は禁じられ、既存の持分のある医療法人は経過措置を規定した改正法附則第 10 条第 2 項により「当分の間」存続するものとされた。

「持分のない医療法人」とは、前述の払戻しが一切認められていない法人で、社会医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人に細分化される。

持分あり法人から持分なし法人への移行は可能だが、原則として法人に蓄積された剰余金相当額に課税される。課税されないためには、法定の厳しい要件を満たして社会医療法人や特定医療法人になるか、国税庁通達の定める高いハードルをクリアして基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人になる必要がある。

○ 勤務環境

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。
 - ①固定資産税等について軽減措置を講ずること。
 - ②子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所については、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるとともに、子育てサポート企業に対する税制優遇制度の適用期限を延長することを要望します。

(租税特別措置法第 13 条の 3、第 46 条の 3)

(参 考)

子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の概要(所得税・法人税)

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の 32% の割増償却ができる。

(適用期限：平成 27 年 3 月 31 日)

＊ 「くるみん」とは…次世代認定マークの愛称

次世代育成支援対策推進法により、従業員数が 101 人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務づけられている。

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定をうけることができる。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク(愛称：くるみん)を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできる。

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大を講ずること。

— 所得税 —

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、個々の医療機関の対応では問題解決が困難な状況となっており、勤務医の労働環境改善を図る抜本的な施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善及び意欲の向上を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大を講ずることを要望します。

(所得税法第 57 条の 2、所得税法施行令 167 の 3～167 の 5、所得税法施行規則 36 の 5、36 の 6)

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、税制上の所要の措置を講ずること。
 - ①分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
 - ②その他の措置。

— 事業税等 —

少子化問題は我が国がかかえる喫緊の課題ですが、医療においては、産科医・産婦人科医の不足・偏在という問題があり、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を取り巻く環境の改善と分娩を取り扱う医師の確保が急務となっております。

そこで、産科医・産婦人科医不足対策として、分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外することをはじめ、その他の税制上の所要の措置を講ずることを要望します。

○ 患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

－ 所得税 －

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。

また、予防接種についても、接種率を引き上げ、疾病を防ぐことにより結果的に「医療費削減」につなげるために、同様の措置が必要です。

そこで、医療費控除の対象を拡大し、がん検診・予防接種の受診者の自己負担分をその対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

－ たばこ税・地方たばこ税 －

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成 22 年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参 考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 860 円、市町村たばこ税 5,262 円。

○ 社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄附した場合において、以下の措置を講ずること。
 - ① 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずること。
 - ② 個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

－ 所得税・法人税・相続税 －

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 70 条）

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

－ 法人税 －

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされます。しかし、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするために、社会医療法人の認定の取消を受けた場合、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならない必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第 64 条の 4）

- ・ 社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

－ 法人税 －

社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）は収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税とすることを要望します。

（法人税法施行令第5条第1項第29号チ）

○ 医療施設・設備

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかなです。

医療機関における医療機器の取得についても、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長することを強く要望します。

（措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号、平 21 厚生労働省告示第 248 号、平 25 厚生労働省告示第 95 号）

（注）医療用機器に係る特別償却制度の概要（適用期限：平成 27 年 3 月 31 日）

（１） 医療用機器の特別償却率

① ②以外の医療用機器（注 1）	12%
① 医療の安全確保に資する医療用機器（注 2）	16%

（２） 適用対象となる取得価額

（１）①の医療用機器	500 万円以上
（１）②の医療用機器	規定なし

（注 1）

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第 2 条第 5 項に規定する高度管理医療機器、同条第 6 項に規定する管理医療機器又は同条第 7 項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から 2 年を経過していないもの

（注 2）

- ・ 医療に係る事故を防止する機能を有する人工呼吸器その他の医療の安全の確保に著しく資する機械及び装置並びに器具及び備品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- <対象機器>人工呼吸器(警報機能付き)、シリンジポンプ(警報機能付き)

- ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。

－ 固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

自治体によっては、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の条例に基づく減免措置が講じられていますが、近年、地方財政の逼迫を受けて、縮小廃止の傾向が強まっています。

他方で、社会福祉法人については、社会福祉施設等の用に供する固定資産について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。また、社会医療法人については、救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。

しかし、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設に限らず、保険医療機関及び介護老人保健施設は、地域の医療計画や包括ケア等を支える公共性の高い施設です。

つきましては、保険医療機関及び介護老人保健施設についても、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設と同様に、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置、ないし減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第 348 条第 2 項第 10 号の 3、地方税法第 348 条第 2 項第 10 号の 6 等)

- ・ 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。

－ 固定資産税・都市計画税 －

自治体によっては、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第 6 条、第 367 条)

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(耐用年数省令別表第一)

(参 考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)	(現 行)	(要 望)
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が 5, 0 0 0 万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が 7, 0 0 0 万円を超える者を除外する(平成 25 年度税制改正により追加された要件)。

(注)上記の改正は、個人は平成 26 年分以後の所得税について適用し、法人は平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2, 5 0 0 万円以下の金額	72%
2, 5 0 0 万円超 3, 0 0 0 万円以下の金額	70%
3, 0 0 0 万円超 4, 0 0 0 万円以下の金額	62%
4, 0 0 0 万円超 5, 0 0 0 万円以下の金額	57%

- ・ 医療法人の法人税率を 25.5% から 19% に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

－ 法人税 －

- ① 医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率によって課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人が行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率を、25.5% から特例民法法人の法人税率と同率の 19% にするよう要望します。
- ② 租税特別措置法に規定する**特定医療法人**は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

（法人税法第 66 条、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ロ、措置法第 42 条の 3 の 2、措置法第 67 条の 2、医療法第 39 条、医療法附則第 10 条）

（参 考）法人税率

（区分）	（現行税率）	（要望税率）
① 普通の医療法人	25.5%	19%
（中小の医療法人で年 800 万円以下の所得）	15%	7% ）
② 特定医療法人	19%	非課税
（年 800 万円以下の所得）	15%	非課税）

（注） 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

- ・ 現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすること。

－ 所得税 －

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。

しかし、現在、訪問看護等のいわゆる医療系サービスについては医療費控除の対象となっているものの、いわゆる福祉系サービスについては部分的にのみ医療費控除の対象になっています、

そこで、介護サービスを受ける高齢者等の負担を軽減するため、現行の医療費控除において対象となっていない介護サービスについて、医療費控除の対象とすることを要望します。

（所得税法第 73 条）

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。

(1) 医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

(3) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄附者に対して税制措置を講ずること。
- ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
- ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

(3) 地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成20年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじめその他の事業の運営に

少なからぬ負担となることが見込まれ、事業の継続に支障をきたすことになりかねません。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することにもなりかねません。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。

(所得税法第 11 条、別表第一、附則第 8 条)

平成27年度
医療に関する税制改正要望

重点項目

改訂版

公益社団法人 日本医師会

平成26年10月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望ではありますが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし医療環境の厳しさが増すなかで、医療や介護の提供は、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しくなっております。

国民が健康で文化的な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面などについての環境づくりが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、税制面においては、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産を可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、平成27年度には次のような思い切った改革が行われるよう強く要望します。

【目次】

○福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。 1

○医療経営

- ・ 消費税対策(1) ※差替え
医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。
1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。 2
2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。
- ・ 消費税対策(2)
予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について患者の負担を増やさないよう軽減措置を検討すること。 4
- ・ 消費税対策(3)
簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。 4
- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 5
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。 5
- ・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。 6

○医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 8
- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、
医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。 9
②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さない
こと。

○勤務環境

- ・ 事業所内託児所の税制措置
① 固定資産税等軽減。 11
② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の
適用期限延長。
- ・ 病院に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、
勤務必要経費の上限額の拡大。 12

○患者健康予防

- ・ がん検診・予防接種への医療費控除適用 13
- ・ たばこ税の税率引き上げ。 13

○社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する
医療機関への寄附者に対する税制措置。 14
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 14

○医療施設・設備

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長及び拡充。 15
- ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。 16
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 16

○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 17
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - (1)医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。 18
 - (2)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (3)医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

○ 福島原発事故対策

- ・ 原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。

(所得税・法人税等)－制度の改善－

(説明)

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災、就中、東京電力福島第一原子力発電所事故から 3 年 5 ヶ月余が過ぎたところでありますが、原子力災害の収束の見通しは立っておらず、福島県の復旧、復興は緒についたばかりであります。

このような中であって東京電力からの損害賠償の支払いが進められておりますが、被害の実態に見合った十分な賠償でないばかりか、逸失利益の補償として受け取る賠償金については、事業所得等の収入金額として課税されているところであります。

しかし、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故は電力政策を推進してきた国の責任もあり、国から損害賠償の原資も出ており非課税とすべきであります。特に、財物に係る賠償金の支払いが未だ行われていないことから、避難等区域における医療機関の収入源は逸失利益に対する賠償金だけであり、殆どが借入金返済や移転先における事業再開資金等に充てられているのが現状です。

今回の事故は、かつて経験したことのない規模のものであり、未だ収束が見えない現状の中、平時の法律で判断することは不適切で、あまりにも現状を理解していないと言わざるをえません。

もしこのまま賠償金に対し課税されることが続けば、医療機関の復旧・復興に向けた努力への妨げになるとともに、ひいては地域医療の崩壊がもたらされる事態となります。

そこで、東京電力の福島第一原発事故賠償金に対する課税につきまして、原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うことを要望します。また、損害賠償金に準ずる補助金についても、同様の措置を求めます。

○ 医業経営

・ 消費税対策（１）

医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 上記1を平成 27 年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

（消費税）－制度の創設－

（説明）

社会保険診療や介護保険サービス（＊）等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入時においてもその後の税率引上げ（3%→5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、平成 26 年 4 月の税率引上げ（5%→8%）の際の診療報酬改定では税率引上げ対応分については適切な財源が補てんされたものの、従前の補てん不足は未解決のまま残されています。また、このようなマクロの補てん不足とは別に、個別の医療機関の仕入構成の違いに対応できる仕組みでないために、とりわけ設備投資を行う医療機関に大きな消費税負担が生じることも極めて切実な問題です。

この問題を抜本的に解決するため、消費税率 10%時において、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度および医療保険における補てんの仕組みを、仕入税額の控除または還付が可能な制度に改めることを強く要望します。その際、軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。なお本要望は、予算による還付方式ではなく、あくまで税制による還付方式を求めるものです。

「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）を受けて、平成 24 年 6 月より中医協において、控除対象外消費税問題についての「検証の場」として「医療機関等における消費税負担に関する分科会」が設置されましたが、同分科会における検討を通じ、「現行制度は非課税といいながら国民や患者の負担が目に見えないか

たちで生じており、不公平かつ不透明な制度である」との認識が支払側委員も含めて広く共有されるに至りました。

また、平成 26 年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、検討課題として、「医療に係る税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。」と記載されました。

そのような状況、並びに、三師会（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会）、四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）、日本私立医科大学協会など医療関係各団体間の意見調整を踏まえて、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率 10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
 2. 上記 1 を平成 27 年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を 10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。
- * 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービスを除く。

・ 消費税対策(2)

予防接種や法令に基づく健診などの自由診療については、消費税率10%引き上げ時において、消費税について患者の負担が増えないよう軽減税措置を検討すること。

(消費税)－制度の創設－

(説明)

自由診療及び介護保険サービスの一部の項目(*)の消費税課税については、現在、普通税率課税となっていますが、今後、消費税率が10%に引き上げられる場合、自由診療の患者負担も増えることとなります。

自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされています。

そこで、予防接種や法令に基づく健診などの自由診療については、消費税率10%引き上げ時において、消費税について患者の負担が増えないよう軽減措置を検討することを要望します。

* 特別な食事、特別な居室、特別な浴槽装置など課税取引とされる介護保険サービス。

・ 消費税対策(3)

消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

(消費税)－制度の存続－

(説明)

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うことを要望します。

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。
(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての軽減税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することとは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。

また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 法人事業税の標準税率 (地方法人特別税との合算税率 (* 1))

区 分	普通法人	特別法人 (医療法人) (* 2)
所得 400 万円以下の金額	4. 8688%	4. 8688%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7. 3032%	6. 5872%
所得 800 万円超の金額	9. 5944%	6. 5872%

* 1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

・ 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

(法人税・法人住民税・法人事業税等)－制度の存続－

(説明)

骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において、「法人税改革」として、法人税実効税率引き下げの方向性が示されました。

他方、政府税制調査会において、「法人税改革」に伴う法人税実効税率引き下げの財源確保のため、中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化が検討課題とされています。

そこで、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないよう、以下の通り要望します。

(1) 医療法人について

医療法人は、そのほとんどが中小法人であり、また、その半数近くが赤字経営を余儀なくされながらも、地域医療の重要な担い手となっています。地域医療の確保のため、外形標準課税の対象拡大等により、中小医療法人の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、担税力がなく、法人税実効税率引き下げの効果も及ばない、赤字医療法人の税負担を、欠損金の繰越控除の縮減等により増やさないことを要望します。

(2) 医師会をはじめとする公益法人等について

医師会をはじめとする公益法人等は、地域医療を支える役割を果たしており、非課税範囲の縮小等による課税強化により、公益法人等の税負担を増やさないことを要望します。とりわけ、利子配当等への課税強化が検討課題とされていますが、医師の生活の安定や老後の生活保障等を図ることを通じ国民医療の充実を可能とし、共益事業である共済制度の健全な運営を維持するため、利子配当等への課税については従前通りとすることを要望します。とりわけ、日本医師会が運営する医師年金については、公益目的事業として位置付けられていることを踏まえ、特段の配慮を求めます。

(参考 1) 骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成 26 年 6 月 24 日、閣議決定)より抜粋

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

(参考2)「法人税の改革について」(平成26年6月、政府税制調査会)より抜粋

1. 法人税改革の趣旨

第2は、法人税の負担構造を改革することである。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることによって、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることにより、利益を上げている企業の再投資余力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくことである。

法人税改革を行うに当たって重要な課題は、財政再建との両立である。わが国は、基礎的財政収支の赤字を2015年度に半減し、2020年度に解消することを国際的にコミットしている。内閣府の試算では、成長戦略が成功して日本経済が再生した場合に2020年度の名目成長率は3.6%になるという前提を置いているが、それでもなお2020年度における基礎的財政赤字の解消は達成されない。法人税改革を進めるに当たっては、この厳しい財政状況を直視しなくてはならない。

法人税改革は、必ずしも単年度での収支中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ収支中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。

2. 具体的な改革事項

- (1) 租税特別措置の見直し
- (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し
- (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- (4) 減価償却制度の見直し
- (5) 地方税の損金算入の見直し
- (6) 中小法人課税の見直し
- (7) 公益法人課税等の見直し
- (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

○ 医療法改正に伴う経過措置

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税)－制度の改善－

(説明)

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設されました。さらに、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医療水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善を行うよう要望します。

①相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。この制度の創設を図るために、医療法の見直しを検討することも必要である。

また、平成 26 年度税制改正で創設された医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、認定医療法人とされた場合は、相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。

②出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、純資産価額方式については、特定の出資社員が独占的な支配権を有しているわけではないので、支配割合 50%未満の同族株主同様に純資産価額の 80%評価とすること。

(参 考) 医療法人の出資の評価 (平成 20 年度改正)

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

- ・ 持分のある医療法人が持分のない医療法人に円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。
 - ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
 - ②医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(相続税・贈与税・所得税)－制度の改善－

(説明)

平成 18 年改正医療法により、医療法人は持分のないことが原則とされたが、法改正の趣旨から言えば既存の持分のある医療法人も、自主的に持分のない医療法人に移行できるようにすることが望ましいといえます。

この移行は、形式的には解散・設立手続きを経ず、法人格の同一性も維持したままの組織変更に過ぎず、実質的にも医業の継続性・発展性を阻害しないようにする必要があります。

そこで、税制上、以下の措置を講じることにより、移行を支援することを要望します。

- ①持分のある医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②持分のある医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第 33 条第 3 項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(参 考) 「持分のある医療法人」と「持分のない医療法人」について

「持分のある医療法人」とは社員の退社時や解散時に、出資額に加えて持分に応じた剰余金相当額の払戻しが認められる法人。平成 18 年の医療法改正により新たな設立は禁じられ、既存の持分のある医療法人は経過措置を規定した改正法附則第 10 条第 2 項により「当分の間」存続するものとされた。

「持分のない医療法人」とは、前述の払戻しが一切認められていない法人で、社会

医療法人、特定医療法人、基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人に細分化される。

持分あり法人から持分なし法人への移行は可能だが、原則として法人に蓄積された剰余金相当額に課税される。課税されないためには、法定の厳しい要件を満たして社会医療法人や特定医療法人になるか、国税庁通達の定める高いハードルをクリアして基金拠出型医療法人、その他の持分のない医療法人になる必要がある。

○ 勤務環境

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。
 - ① 固定資産税等について軽減措置を講ずること。
 - ② 子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の適用期限を延長すること。

（所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税）－制度の創設等－

（説明）

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所については、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるとともに、子育てサポート企業に対する税制優遇制度の適用期限を延長することを要望します。

（参 考）

子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の概要（所得税・法人税）

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

（適用期限：平成27年3月31日）

＊ 「くるみん」とは…次世代認定マークの愛称

次世代育成支援対策推進法により、従業員数が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務づけられている。

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定をうけることができる。

認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできる。

・ 病院等に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大を講ずること。

(所得税)－制度の改善－

(説明)

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、個々の医療機関の対応では問題解決が困難な状況となっており、勤務医の労働環境改善を図る抜本的な施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善及び意欲の向上を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大を講ずることを要望します。

○ 患者健康予防

- | |
|--|
| ・ がん検診・予防接種の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。
(所得税)－制度の改善－ |
|--|

(説明)

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率50%が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。

また、予防接種についても、接種率を引き上げ、疾病を防ぐことにより結果的に「医療費削減」につなげるために、同様の措置が必要です。

そこで、医療費控除の対象を拡大し、がん検診・予防接種の受診者の自己負担分をその対象とすることを要望します。

- | |
|---|
| ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。
(たばこ税・地方たばこ税)－制度の改善－ |
|---|

(説明)

喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成22年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(参 考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき、たばこ税 5,302 円、道府県たばこ税 860 円、市町村たばこ税 5,262 円。

○ 社会医療法人

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄附した場合において、以下の措置を講ずること。
 - ① 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずること。
 - ② 個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

（所得税・法人税・相続税）－制度の創設－

（説明）

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置（損金算入・寄附金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

（法人税）－制度の創設－

（説明）

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされます。しかし、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするために、社会医療法人の認定の取消を受けた場合、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならない必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

○ 医療施設・設備

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

(所得税・法人税)－制度の改善－

(説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることは明らかです。

医療機関における医療機器の取得についても、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長することを強く要望します。

(注) 医療用機器に係る特別償却制度の概要（適用期限：平成27年3月31日）

(1) 医療用機器の特別償却率

① ②以外の医療用機器（注1）	12%
医療の安全確保に資する医療用機器（注2）	16%

(2) 適用対象となる取得価額

(1) ①の医療用機器	500万円以上
(1) ②の医療用機器	規定なし

(注1)

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

- ・ 医療に係る事故を防止する機能を有する人工呼吸器その他の医療の安全の確保に

著しく資する機械及び装置並びに器具及び備品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

＜対象機器＞人工呼吸器(警報機能付き)、シリンジポンプ(警報機能付き)

- ・ 保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。

(固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

自治体によっては、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の条例に基づく減免措置が講じられていますが、近年、地方財政の逼迫を受けて、縮小廃止の傾向が強まっています。

他方で、社会福祉法人については、社会福祉施設等の用に供する固定資産について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。また、社会医療法人については、救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所について固定資産税等が、地方税法に基づき全国一律に非課税とされています。

しかし、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設に限らず、保険医療機関及び介護老人保健施設は、地域の医療計画や包括ケア等を支える公共性の高い施設です。

つきましては、保険医療機関及び介護老人保健施設についても、社会福祉法人や社会医療法人が運営する施設と同様に、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置、ないし減免措置を講ずることを要望します。

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の、次のような特例措置の創設を要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置

○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。(所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 所得計算の特例措置

・ 対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外する(平成25年度税制改正により追加された要件)。

(注) 上記の改正は、個人は平成26年分以後の所得税について適用し、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

・ 内容

(社会保険診療報酬の金額)		(概算経費率)
2,500万円以下の金額		72%
2,500万円超	3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超	4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超	5,000万円以下の金額	57%

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
- (1) 医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (3) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における配当に係る源泉所得課税の特例措置。
(所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)
－制度の存続等－

(説明)

- (1) 医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。
 - ① 医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄附者に対して税制措置を講ずること。
 - ② 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。
 - ③ 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。
 - ④ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。
- (2) 医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。
- (3) 地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、

会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成 20 年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじめその他の事業の運営に少なからぬ負担となることが見込まれ、事業の継続に支障をきたすことになりかねません。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することにもなりかねません。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。

平成27年度税制改正要望
＝重点項目より＝
改訂版

平成26年10月
公益社団法人 日本医師会

重点項目より

1. 福島原発事故対策
2. 医業経営
3. 医療法改正に伴う経過措置
4. 勤務環境
5. 患者健康予防
6. 社会医療法人
7. 医療施設・設備
8. その他

1. 福島原発事故対策

- ・原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。
(改善 一所得税・法人税等一)

2. 医業経営(1)

・消費税対策(1)

医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。

(創設 一消費税一)

2. 医業経営(2)

- ・消費税対策(2)

予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について、
患者の負担を増やさないよう軽減措置を検討すること。

(創設 ー消費税ー)

- ・消費税対策(3)

簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。

(存続 ー消費税ー)

2. 医業経営(3)

社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。
(存続 ー事業税ー)

医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
(存続 ー事業税ー)

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（１）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルバス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症疾患医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	D P C（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルバス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料 有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する擁護に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被害者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレママプレパパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

2. 医業経営(4)

骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

(存続 ー法人税・法人住民税・法人事業税等ー)

3. 医療法改正に伴う経過措置(1)

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

①相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

相続税及び贈与税の中小企業に対する納税猶予制度と同様の制度を、医療法人について創設すること。そのために医療法の見直しを検討すること。平成26年度税制改正で創設された、持分なし医療法人への移行を前提とする「医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度」について、認定医療法人とされた場合は、相続税法第66条第4項の規定の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。

②出資評価方法の改善

(改善等 一相続税・贈与税一)

3. 医療法改正に伴う経過措置(2)

持分のある医療法人が持分のない医療法人へ円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

- ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(改善 一相続税・贈与税・所得税・法人税一)

4. 勤務環境

事業所内託児所の税制措置。

- ①固定資産税等軽減。
- ②子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）の適用期限延長。

（創設等 一所得税・法人税一）

病院等に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大。

（改善 一所得税一）

5. 患者健康予防

がん検診・予防接種への医療費控除適用。
(改善 ー所得税ー)

たばこ税の税率引き上げ。
(改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

6. 社会医療法人

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性
を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。
(創設 ー所得税・法人税・相続税ー)

社会医療法人認定取消時の税制措置。
(創設 ー法人税ー)

7. 医療施設・設備

医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。
(存続等 一所得税・法人税一)

保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。
(創設 一固定資産税等一)

医療用機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。(創設 一所得税・法人税等一)

8. その他（1）

社会保険診療報酬にかかわる所得計算の特例措置
（いわゆる四段階制）の存続。

（存続－所得税・法人税－）

8. その他（2）

公益法人制度改革に関わる所要の税制措置

（1）医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

（2）一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

（3）医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における
利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

（存続等－所得税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税等－）

平成27年度税制改正要望

＝重点項目より＝

改訂版

(手持ち資料)

平成26年10月

公益社団法人 日本医師会

重点項目より

1. 福島原発事故対策
2. 医業経営
3. 医療法改正に伴う経過措置
4. 勤務環境
5. 患者健康予防
6. 社会医療法人
7. 医療施設・設備
8. その他

1. 福島原発事故対策

- ・原子力損害賠償金は、国税・地方税の課税上、収入・所得とみなさないよう、立法措置も含めた特別の取扱いを行うこと。
(改善 一 所得税・法人税等一)

【趣旨】

東京電力からの損害賠償の支払いが進められておりますが、被害の実態に見合った十分な賠償でないばかりか、逸失利益の補償として受け取る賠償金については、事業所得等の収入金額として課税されています。

しかし、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故は電力政策を推進してきた国の責任もあり、なおかつ国から損害賠償の原資も出ているので非課税とすべきです。

もしこのまま賠償金に対し課税される状態が続けば、医療機関の復旧・復興に向けた努力への妨げになるとともに、ひいては地域医療の崩壊がもたらされる事態となることから、非課税を要望しています。

2. 医業経営(1)

・消費税対策(1)

医療機関等の消費税の税制問題の抜本的解決を図るため、社会保険診療等に対する消費税の在り方について、以下の通り要望します。

1. 社会保険診療等に対する消費税について、消費税率10%時に環境を整備し、速やかに、現行制度から軽減税率等による課税取引に転換すること等により、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
2. 上記1を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、消費税率を10%へ引上げる際には、医療機関等の設備投資等に係る消費税について、非課税還付等のあらゆる方策を検討し、仕入税額の還付措置を導入すること。
(創設 ー消費税ー)

【趣旨】

1. 抜本的解決のため、消費税率10%時において、現行制度から、軽減税率などへ転換すること等(免税制度、ゼロ税率、非課税のまま税制による全額還付方式等を含む)を要望しております。
2. 抜本的解決を図る旨を平成27年度税制改正大綱に明記するとともに、設備投資等による消費税負担に対する手当が急務であることかあら、消費税率10%引上げ時において、設備投資等に係る消費税について、仕入税額の還付措置導入を求めます。

2. 医業経営(2)

・消費税対策(2)

予防接種や法令に基づく健診などの自由診療について、
患者の負担を増やさないよう軽減措置を検討すること。

(創設 ー消費税ー)

・消費税対策(3)

簡易課税制度の見直しは慎重に行うこと。

(存続 ー消費税ー)

【趣旨】

- ・自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされています。社会政策上の観点から、消費税率10%引き上げ時において、軽減措置の検討が必要です。
- ・消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても必要性の高い制度であることから、その見直しは慎重に行うことが求められます。

2. 医業経営(3)

社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。
(存続 ー事業税ー)

医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
(存続 ー事業税ー)

【趣旨】

- ・事業税の特例は、6～7ページの「医師会員の行う公共性の高い主な事業」で明らかなように、医療機関や医療法人のもつ公共性に対する措置として当然のものです。
- ・医療法人は剰余金の配当が禁止されるなど非営利の法人であり、地域医療の中核的な担い手のひとつとして公益性の高い法人でもあることから、農協や生協など他の特別法人と同様の軽減措置は当然の措置です。

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（１）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
1	医療法第42条の2	社会医療法人	33	健康保険法等	地域連携夜間・休日診療料（救急医療の確保）
2	医療法第4条	地域医療支援病院	34	健康保険法等	開放型病院共同指導料
3	医療法第30条の4	医療計画において医療機関等の具体的な名称が記載されている病院（4疾病5事業）	35	健康保険法等	介護支援連携指導料（医療と介護の連携）
4	救急病院等を定める省令	救急告示病院	36	健康保険法等	地域連携診療計画管理料、地域医療診療計画退院時指導料 地域連携クリティカルバス（計画管理病院と連携医療機関）
5	医師法第16条の2	臨床研修指定病院	37	健康保険法等	がん治療連携計画策定料（計画策定病院と連携医療機関）
6	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療施設	38	健康保険法等	認知症専門診断管理料（認知症疾患医療センター）
7	精神科救急医療体制整備事業	精神科救急医療センター	39	健康保険法等	救急救命管理料
8	その他、各制度に基づく指定医療機関	〇〇指定医療機関（労災保険診療（指定医療機関）、公害健康被害に係る診療（指定医療機関）など）	40	健康保険法等	診療情報提供料（医療機関の連携、市町村への情報提供）
9		医師会が運営する救急医療施設への参加	41	健康保険法等	在宅療養支援診療所・病院
10		休日等の輪番制への参加	42	健康保険法等	救急搬送診療料
11		休日医科診療事業の実施	43	健康保険法等	外来化学療法加算
12		小児初期救急平日夜間診療事業の実施	44	健康保険法等	D P C（新たな機能評価係数の導入）地域医療指数（地域医療への貢献に係る評価）
13		休日全夜間診療事業の実施	45	学校保健安全法	学校医（小学校・中学校・高校・養護学校）
14		電話医療相談協力医	46	学校保健安全法	学校結核対策委員会
15	健康保険法等	開放型病院	47	学校保健安全法	園医（幼稚園）
16	健康保険法等	地域連携クリティカルバス	48	児童福祉法	園医（保育園）
17	健康保険法等	計画管理病院	49		児童虐待に関する委員会
18	健康保険法等	連携保険医療機関	50		長期基本計画審議会
19	健康保険法等	在宅療養支援病院・診療所	51	介護保険法	もの忘れ相談事業の実施
20	健康保険法等	初診料 夜間・早朝等加算（病院勤務医の負担軽減）	52	介護保険法	介護認定審査会
21	健康保険法等	再診料 地域医療貢献加算（病院勤務医の負担軽減）	53	介護保険法	介護保険審査会
22	健康保険法等	救急搬送患者地域連携紹介加算（地域の救急搬送受入れの評価）	54	介護保険法	主治医意見書作成
23	健康保険法等	救急搬送患者地域連携受入加算（地域の救急搬送受入れの評価）	55	介護保険法	介護保険事業計画委員会
24	健康保険法等	救命救急入院料（都道府県が定める救急医療計画に基づく病院など）及び充実度評価の加算（救命救急センターの評価）	56	介護保険法	介護予防ケアマネジメント評価委員会
25	健康保険法等	総合周産期特定集中治療室管理料（都道府県知事が認めた病院）	57	介護保険法	介護サービス事業者交流会
26	健康保険法等	一類感染症患者入院医療管理料（感染症法に規定する患者の受入れ）	58	介護保険法	地域密着型サービス運営委員会
27	健康保険法等	療養病棟入院基本料・有床診療所療養病床入院基本料 救急・在宅等支援療養病床初期加算（急性期病院の後方支援）	59	介護保険法	地域包括支援センター運営協議会委員
28	健康保険法等	有床診療所入院基本料 有床診療所一般病床初期加算（急性期病院の後方支援）	60	介護保険法	介護保険かかりつけ医（主治医）意見書研修
29	健康保険法等	救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算（二次救急医療機関等の評価）	61	介護保険法	認知症サポート医要請研修
30	健康保険法等	がん診療連携拠点病院加算（がん診療連携、地域がん登録）	62	がん対策基本法	がん検診
31	健康保険法等	地域医療支援病院入院診療加算	63	健康増進法	健康危機管理対策連絡会議
32	健康保険法等	地域連携小児夜間・休日診療料（救急医療の確保）	64	健康増進法	健康推進事業（健康教育、健康相談、健診、保健指導等）に関わる医師派遣

医療機関・医師の行う公共性の高い事業・活動の例（2）

No.	主な根拠法令等	名称	No.	主な根拠法令等	名称
65	健康増進法	栄養改善プログラム事業	97	予防接種法	予防接種による健康被害についての委員会
66	健康増進法	糖尿病対策推進会議活動への参加	98	予防接種法	予防接種方法に関する委員会
67	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息児水泳教室医師派遣	99		自治体が独自に行う法定外予防接種
68	公害健康被害の補償等に関する法律	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	100	労働安全衛生法	地域産業保健センターの登録医
69	公害健康被害の補償等に関する法律	公害診療報酬等審査会委員	101	感染症の予防等に関する法律	感染症診査協議会
70	公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康認定審査会委員	102	感染症の予防等に関する法律	感染症定点観測調査委員、感染症発生報告
71	原子爆弾被害者に対する擁護に関する法律	財団法人広島原爆障害対策協議会・財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会の活動への参加	103	感染症の予防等に関する法律	インフルエンザ流行時の保健所での対応など
72	国民健康保険法	国民健康保険運営協議会	104	感染症の予防等に関する法律	エイズに関する委員会
73	国民保護法	国民保護会協議会委員	105	高齢者の医療の確保に関する法律	老人保健連絡協議会・幹事会
74	災害対策基本法	防災会議	106	高齢者の医療の確保に関する法律	おとしより保健福祉センター運営協議会
75	死体解剖保存法他	警察医・監察医	107	高齢者の医療の確保に関する法律他	法定の健診
76		刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院・少年鑑別所の医師（法務省）	108	次世代育成支援対策推進法	次世代育成推進行動計画推進協議会
77	障害者自立支援法	障害者地域自立支援事業運営協議会	109		人権擁護委員会
78	障害者自立支援法	障がい者介護給付費等審査会委員	110		裁判所調定委員
79	障害者自立支援法	協力医	111		公安委員会
80	障害者自立支援法	障がい福祉計画策定委員会	112		相談事業
81	男女共同参画基本法	男女平等参画審議会	113	自殺対策基本法	かかりつけ医うつ病対応能力向上研修会参加
82		各種健診事業（学校、各種がん、小児、乳幼児（母子保健法）、心臓など）	114	精神保健福祉法	精神保健指定医研修会
83	地域保健法	女性の健康支援あり方勉強会	115		病児・病後児保育の実施
84	地域保健法	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	116		社会福祉協議会理事会
85	地域保健法	親子支援事業プレママプレパパコースでの講座	117		観光協会総会役員会
86	地域保健法、社会福祉法	地域保健福祉問題懇話会	118		市民マラソン運営部会
87	地域保健法、社会福祉法	地域福祉活動計画策定委員会	119		市民マラソン救護所へ医師派遣
88	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	120		花火大会運営委員会・運営幹事会
89	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの4ヶ月児健康診査	121		花火大会救護所へ医師派遣
90	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの3歳児健康診査	122		花火大会後方支援病院の協力
91	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの市民健康相談（一般・女性）	123		ふれあい祭り協賛、医師派遣
92	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの経過観察健康診査	124		市民まつり参加
93	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業	125		健康ネット博参加
94	地域保健法、社会福祉法	健康福祉センターでの基本健康診査（診察・結果）	126		地区ネットワーク会議委員
95	特別児童扶養手当等の支給に関する法律他	障がいに基づく手当等の判定医			
96	予防接種法	法定の予防接種			

2. 医業経営(4)

骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において示された「法人税改革」について、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないこと。

(存続 ー法人税・法人住民税・法人事業税等ー)

【趣旨】

- ・骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「法人税改革」として、法人税実効税率引き下げの方向性が示されました。
- ・他方、政府税制調査会において、「法人税改革」に伴う法人税実効税率引き下げの財源確保のため、中小法人・赤字法人・公益法人等への課税強化が検討課題とされています。医療法人のほとんどが中小法人であり、その半数近くが赤字経営を余儀なくされながらも、地域医療の重要な担い手となっています。また、医師会をはじめとする公益法人等も地域医療を支える役割を果たしています。
- ・そこで、法人税実効税率引き下げの財源確保のため、地域医療の重要な担い手である医療法人・公益法人等の税負担を増やさないよう要望します。

3. 医療法改正に伴う経過措置(1)

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

①相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

相続税及び贈与税の中小企業に対する納税猶予制度と同様の制度を、医療法人について創設すること。そのために医療法の見直しを検討すること。平成26年度税制改正で創設された、持分なし医療法人への移行を前提とする「医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度」について、認定医療法人とされた場合は、相続税法第66条第4項の規定の適用を受けないよう必要な措置を講ずること。

②出資評価方法の改善

(改善等 一相続税・贈与税一)

【趣旨】

地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

①相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

持分のある医療法人について、中小企業に対する相続税等の納税猶予制度と同様の制度の創設を求めます。平成26年度税制改正において創設された、持分なし医療法人への移行を前提とした相続税等の納税猶予制度の改善を求めます。

②出資評価方法について、医療法人の特性を踏まえた改善を求めます。

3. 医療法改正に伴う経過措置(2)

持分のある医療法人が持分のない医療法人へ円滑に移行できるように、医療法人のための移行税制を創設し、以下の措置を講ずること。

- ①移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。
- ②医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

(改善 一相続税・贈与税・所得税・法人税一)

【趣旨】

医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することのないよう、移行時において、

- ①出資者にみなし配当課税を課さないこと、②医療法人に贈与税を課さないことを求めます。

4. 勤務環境

事業所内託児所の税制措置。

- ①固定資産税等軽減。
- ②子育てサポート企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)の適用期限延長。

(創設等 一所得税・法人税一)

病院等に勤務する医師の支援として、特定支出控除の適用範囲と、勤務必要経費の上限額の拡大。

(改善 一所得税一)

【趣旨】

- ・勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援のため、事業所内託児所の税制措置を求めます。
- ・勤務医師の特定支出控除の拡充を求めます。

5. 患者健康予防

がん検診・予防接種への医療費控除適用。
(改善 ー所得税ー)

たばこ税の税率引き上げ。
(改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

【趣旨】、

・がん検診の受診率向上により、がん対策基本法の理念を実現するため、また、予防接種率を引き上げ、疾病を防ぐことにより結果的に「医療費削減」へつなげるために、受診者に対するインセンティブをもたせる必要があります。

・喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによる喫煙抑制が求められています。平成22年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、たばこ税の税率を引き上げるとの方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

6. 社会医療法人

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性
を有する医療機関への寄附者に対する税制措置。
(創設 一所得税・法人税・相続税一)

社会医療法人認定取消時の税制措置。
(創設 一法人税一)

【趣旨】

- ・社会医療法人等の育成支援のため、寄附者に対する措置を要望します。
- ・社会医療法人へ安心して移行できるように、認定取消時に直ちに課税されないよう必要な措置を要望します。

7. 医療施設・設備

医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。
(存続等 一所得税・法人税一)

保険医療機関及び介護老人保健施設に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、地方税法において非課税措置を講ずること。
(創設一固定資産税等一)

医療用機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。(創設 一所得税・法人税等一)

【趣旨】

- ・設備等についての租税特別措置や非課税措置は、設備の高度化・効率化や安全確保等への対応のための不可欠の措置であり、是非とも創設・延長・拡充を求めます。

8. その他（１）

社会保険診療報酬にかかわる所得計算の特例措置
（いわゆる四段階制）の存続。

（存続－所得税・法人税－）

【趣旨】

- ・社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、いわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。
- ・地域医療の確保のために必要な制度として四段階制の存続を強く求めます。

8. その他（2）

公益法人制度改革に関わる所要の税制措置

（1）医師会について

- ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

（2）一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

（3）医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における
利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

（存続等一所得税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税等一）

【趣旨】

- ・（1）の前段は、一般社団へ移行した医師会についても、十分な公益性を有することから、寄附者に対する税制措置を求めるものです。
- ・（2）は、地域医療に貢献する一般社団等と公益社団等について、社会医療法人と同様に、固定資産税等軽減措置を求めるものです。
- ・（3）は、とりわけ共済事業の継続のため、一般社団等に対する利子配当源泉所得税特例措置を求めるものです。